

地方公共団体等における「地域ぐるみで『体験の風をおこそう運動』推進事業」委託要領

令和7年1月31日

独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長裁定

1 趣旨

地方公共団体等における「地域ぐるみで『体験の風をおこそう』運動推進事業」委託要項（以下「委託要項」という。）に基づき、本事業を実施するための細則を本要領において定める。

2 事業の実施について

（1）事業の内容及び取組例

- ① 国立青少年教育施設が所在していない府、県（教育委員会含む）及び指定都市又は地方公共団体や公立青少年教育施設等を中心として、学校、青少年団体、企業、民間教育機関・団体、NPO法人等の関係者により構成する実行委員会が、青少年の体験活動等の重要性を普及・啓発することを目的として、地域が一体となって体験活動を推進する機運を高める取組を実施するとともに、子どもたちに自然体験や生活体験など直接体験する場や機会を提供する取組等を委託事業により実施する。

【取組例】

- ア) 「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動を普及・啓発する取組
- イ) 保護者や指導者等が子どもたちの体験活動の重要性についての理解を促進する取組
- ウ) 子どもたちが自然体験や生活体験など直接体験する場や機会を提供する取組
- エ) 「体験の風をおこそう運動推進事業」の普及及びエントリーを促進する取組
- オ) 子どもたちの基本的な生活習慣の確立を目指す取組
- カ) 地方公共団体等における地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業を拡充するためのネットワーク（体制）づくりの取組 等

- ② 青少年の体験活動等をより一層推進する取組として、実行委員会が有するネットワークを活用した子どもゆめ基金広報活動を委託事業により実施する。

【取組例】

- ア) 実行委員会構成団体や連携団体、関係機関へ子どもゆめ基金チラシを配布する等の広報協力
- イ) 子どもゆめ基金助成活動募集説明会の開催 等

（2）事業実施体制

本事業の委託を受けようとするときは、下記①から構成され、②の役割を担う実行委員会を契約締結時までに組織することとする。その際、実行委員会内には、事務を処理する事務局を設置することとする。

なお、府、県（教育委員会含む）及び指定都市が本事業の委託を受けようとするときにおいても下記の役割を要し事務を処理する事務局を有する委員会等を設置することとする。

また、下記③について留意して、本事業を実施することとする。

①構成

地方公共団体や公立青少年教育施設等を中心として、学校、青少年団体、企業、民間教育関係者により構成する。

②役割

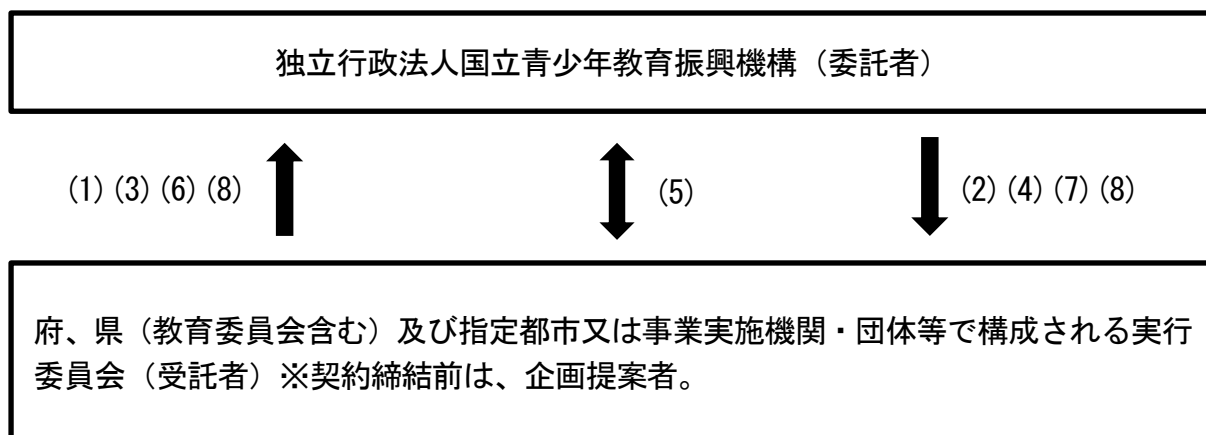
- ア) 事業計画の企画・立案及び事業計画の変更
- イ) 事業の実施
- ウ) 事業の成果についての点検・評価等
- エ) 事業の在り方や効果的な実施方法等の検証

③その他

- ア) 本事業は地域の青少年関係機関が一体となって取り組む事業であり、各実行委員会構成団体下部組織等への資金提供のみを趣旨とするものではなく、関係機関が連携して取り組むこと。
- イ) 本事業は、原則として参加者を公募すること。構成団体の会員や団員のみでの事業は対象としない。

3 実施方法について

- (1) 事業計画書（様式A）等（委員会の会則又は会則案、事業概略図（ポンチ絵）を含む）の提出
企画提案者は、本事業の委託を受けようとする時、事業計画書等を委託者に提出すること。
- (2) 選定結果の通知
委託者は、選定終了後、企画提案者に選定結果及び必要に応じ事業計画の変更等を通知する。
- (3) 事業計画書（様式A）等の提出（事業計画の変更等を通知された場合）
採択された企画提案者は、変更した事業計画書等を委託者に提出する。
- (4) 委託先決定
委託者は、事業計画等の変更等を確認し、適切な計画であると認めた場合、委託先を決定する。
- (5) 委託契約締結
委託者は、上記（4）にて決定した委託先（受託者）と委託契約を締結する。
- (6) 委託事業完了（廃止）報告書（様式B）の提出
受託者は、事業が完了したとき、又は廃止の承認を受けたときは、完了した日から30日を経過した日又は同年度の2月24日のいずれか早い日までに事業完了報告書を提出する。
- (7) 委託費の額の確定
委託者は、提出された事業完了報告書の内容が適切であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託者に通知する。
- (8) 委託費の支払い
委託者は、受託者の請求に基づいて委託費を支払うものとする。その際、受託者は、精算払請求書（様式C-2）を委託者に提出すること。



4 事業の変更について

受託者は、実施する事業の内容を変更しようとする場合、計画変更申請書（様式D）及び変更後の委託業務経費の積算根拠資料を委託者に提出すること。委託者は、提出された計画変更申請について確認を行い、その内容が適切であると判断したときは、事業の変更を承認する。

5 事業の成果について

- （1）本事業の成果については、適切な方法により検証・評価を行うこと。評価の実施に当たっては、例えば、事業の開始時及び終了時におけるアンケート調査の結果の活用等により、客観的・定量的な計測が可能な指標を設定し、当該指標に基づく評価を行うよう努めること。
- （2）それにより得られた成果等は、報告書の配布等を通じて、広く普及・啓発すること。

6 代表者の変更について

受託者は、採択された後に団体代表者が変わった場合、速やかに団体代表者変更届出書（様式E）を委託者に提出すること。その際、旧代表者と新代表者の押印が必要となる。